

○南伊勢町結婚サポート祝金支給に関する規則

令和2年4月1日

規則第63号

(趣旨)

第1条 この規則は、南伊勢町結婚サポート祝金支給条例(令和2年南伊勢町条例第29号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付申請者)

第2条 祝金の対象者は、令和2年4月1日以降に入籍した夫婦に限る。

(給付の申請)

第3条 条例第4条の規定により結婚サポート祝金の支給を受けようとする者は、結婚サポート祝金給付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、入籍日から6か月以内に町長に提出しなければならない。なお、1年後以降の申請については、入籍の月日から3か月以内に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 夫婦の記載のある戸籍謄本
- (2) 夫婦の住民票
- (3) 夫婦の町税等の完納証明書
- (4) その他町長が必要と認める

(給付の決定及び却下)

第4条 町長は、前条の規定による申請書の内容を審査し、受給資格があると認めたときは、結婚サポート祝金給付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査をした結果、受給資格がないと認めたときは、結婚サポート祝金支給申請却下通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(返還請求)

第5条 町長は、結婚サポート祝金の決定を取り消した場合において、結婚サポート祝金返還請求書(様式第4号)により、返還を命じるものとする。

(帳簿の備付)

第6条 出産祝金給付の事務を担当する者は、結婚サポート祝金給付台帳を作成し、備えなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則(令和2年南伊勢町告示第63号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する